

包括的支援体制の構築に向けた 取組状況について

草津市 健康福祉政策課

令和4年2月

1. 現在の国の動向について

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



◇居場所づくり
◇社会とのつながり

◇生きがいづくり
◇安心感ある暮らし
◇健康づくり、介護予防

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

◇担い手輩出
◇地域資源の有効活用、
雇用創出等

◇就労や社会参加の場
や機会の提供
◇暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 主に市町村圏域において、関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では課題がある。

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの
対応の具体例）

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない
ひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○ 国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づく
りの実施体制

新たな事業における3つの支援の内容

新たな事業（Ⅰ～Ⅲの支援を一体的に実施）

Ⅰ 相談支援

○ 介護、障害、子ども、困窮の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援を実施

○ 以下の2つの機能を強化

- ① 多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能）
- ② アウトリーチも含め継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能

Ⅱ 参加支援

○ 介護・障害・子ども・困窮等の既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援（就労支援、見守り等居住支援など）を実施

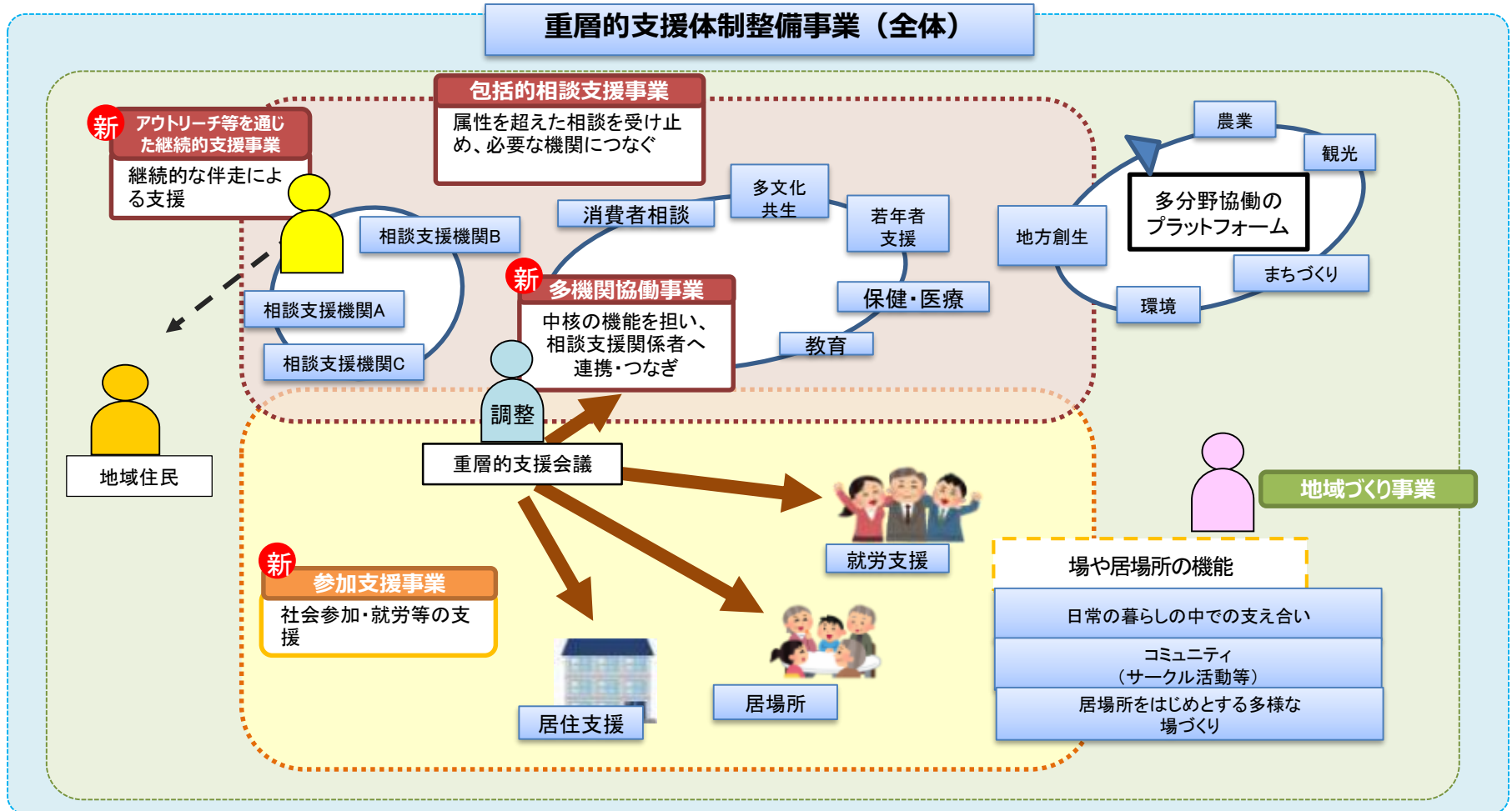
Ⅲ 地域づくりに向けた支援

○ 介護、障害、子ども、困窮の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施

Ⅰ～Ⅲを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による支援
を実施

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。複合事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、自ら支援につながる事が難しい人(ひきこもり状態等)の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育む。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



2. 本市における取組状況について

第4期草津市地域福祉計画の概要 重点プログラム

重点プログラム3 包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めます

本市では、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を切れ目なく一体的に提供し、高齢者の地域生活を支える仕組みである「地域包括ケアシステム」を構築して取組を推進しています。

しかし、近年、地域における福祉課題は高齢者だけではなく、障害者や子ども・若者や子育て家庭等に対しても、複層的で多様な課題への対応が求められており、分野横断的な包括した支援体制の構築が必要な状況となっています。

今後、「地域包括ケア」の理念を障害者や子ども・子育て家庭等への分野にも広げることで、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する地域共生社会の実現をめざすため、分野横断的な包括的支援体制の構築に取り組んでいきます。

3-1 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域ケア会議の開催

在宅医療・介護の連携

介護予防・生活支援体制の整備

3-2 分野横断的な包括的支援体制の構築

社会参加・生涯活躍社会の構築に向けた取組の推進

地域住民が主体的に公的支援と協働して地域課題の解決を試みるための体制整備

包括的な相談支援体制に向けた取組の強化

共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス

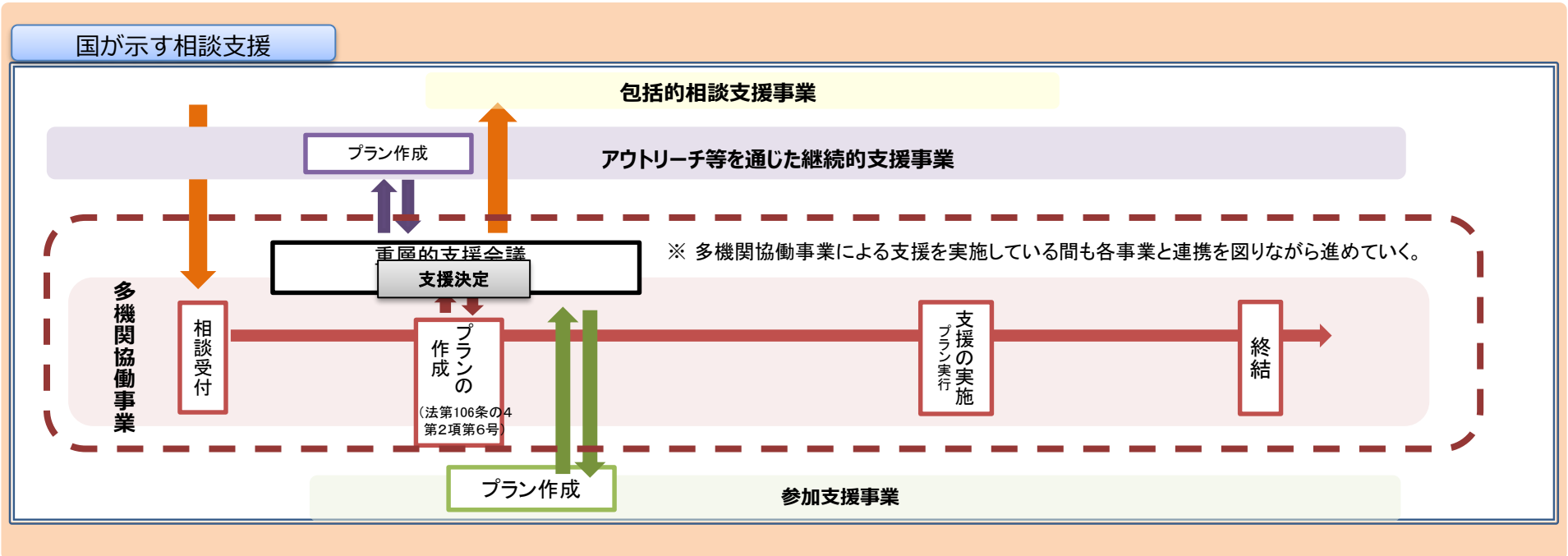
令和3年度の主な取組内容

・地域ケア会議の開催を通し、地域包括支援センター等と連携のもと対象者へのケア・支援を図るとともに、市社協に生活支援コーディネーターを配置することで地域における見守り活動や日常生活上の支援を実施。

・福祉の総合相談窓口「人とくらしのサポートセンター」により複合課題を受け止めるとともに、学区の医療福祉を考える会議等により多職種連携を図り、地域課題の共有・検討を実施。

I 相談支援について

- 介護、障害、子ども、困窮の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援を実施
- 以下の2つの機能を強化
 - ①多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能）
 - ②アウトリーチも含め継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能



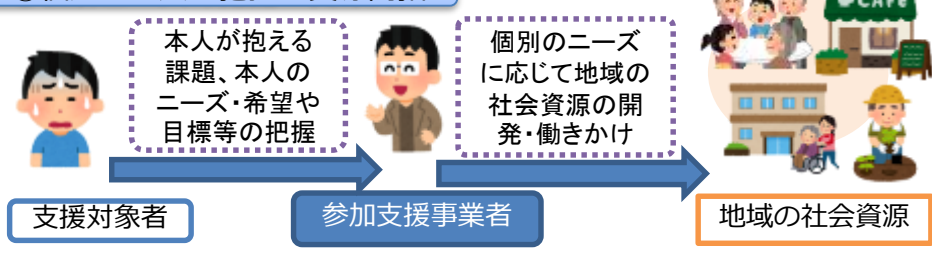
本市の現状

- より複合化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、総合相談窓口（ワンストップ相談）として「人とくらしのサポートセンター」を設置し、複合化・複雑化する課題を抱える方への支援関係者全体を調整する機能を有している。
- 各相談機関において、複合化した課題があれば「人とくらしのサポートセンター」につないでいる。
- また、市社協の生活支援体制整備事業（学区の医療福祉を考える会議）や地域保健課の地区担当保健師が、各学区に出向き地域の課題の把握・議論を実施している。

Ⅱ 参加支援について

- ・利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、本人と支援メニューのマッチングを行う。
- ・マッチングしたのちのフォローアップなど、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

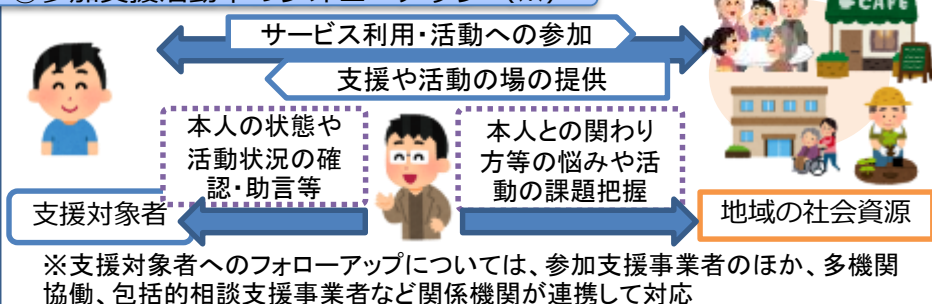
①個別ニーズの把握・資源開拓



②本人と社会資源のマッチング



③参加支援活動中のフォローアップ（※）



参加支援の対象者像

既存の各制度における支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人など

（例）

- ・8050世帯の50代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
- ・障害福祉サービスの作業所等の利用対象にならないが、一般事業所になじめない人
- ・精神的に不調があり、社会にでることに不安がある者
- ・親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者

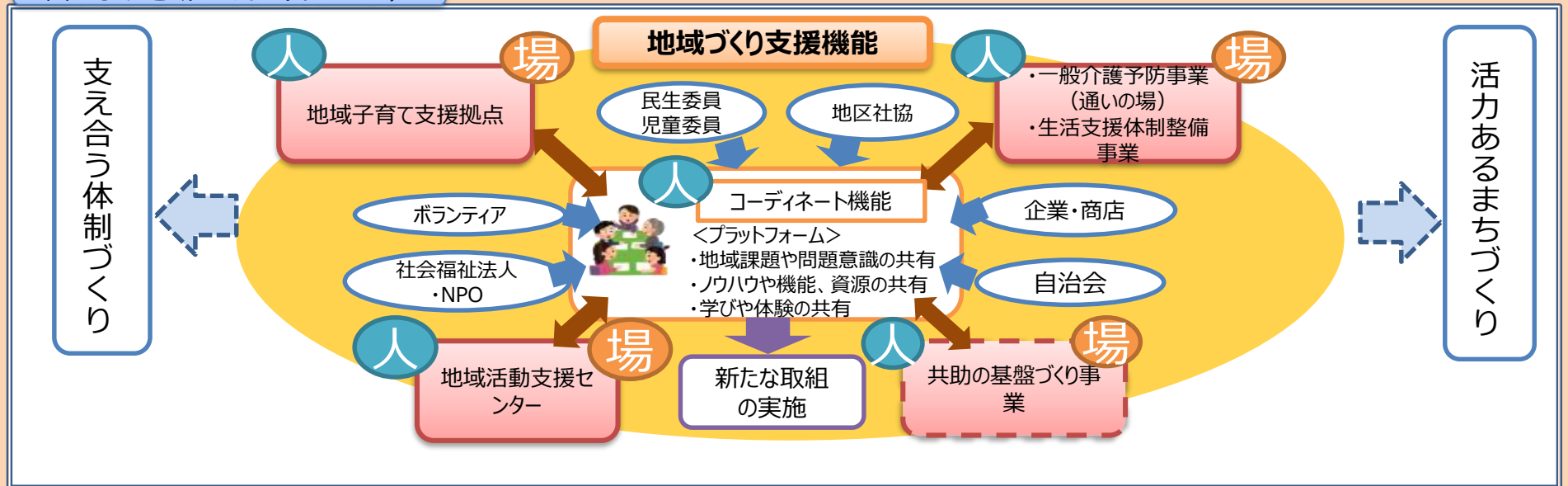
本市の状況および検討状況

- 介護・障害・子ども・困窮などの各分野において、就労準備支援事業等の就労支援や職業訓練、見守り支援等を実施している。
- 上記のとおり、各分野において参加支援を実施しており、今後は、総合的な支援体制機能を一体的に実施していくにあたり、更なる分野間連携を進めていきたい。

Ⅲ 地域づくりについて

- 介護、障害、子ども、困窮の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施

国が示す地域づくり（イメージ）



本市の現状および検討状況

- 令和3年5月に新たな子育て支援拠点施設として、草津駅前キラリエ草津に「ココクルひろば」を設置し地域づくりを推進している。その他、介護・障害・困窮などの分野で地域づくり（高齢者サロンなど）を実施している。
- 上記のとおり、各分野において地域づくりを実施しており、今後は関係課協議・連携をより進め、共通認識のもと地域共生社会の実現に向けて推進していく。

3つの支援を一体的に取り組むことについて

「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりへの支援」を一体的に実施することで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

(期待される効果)

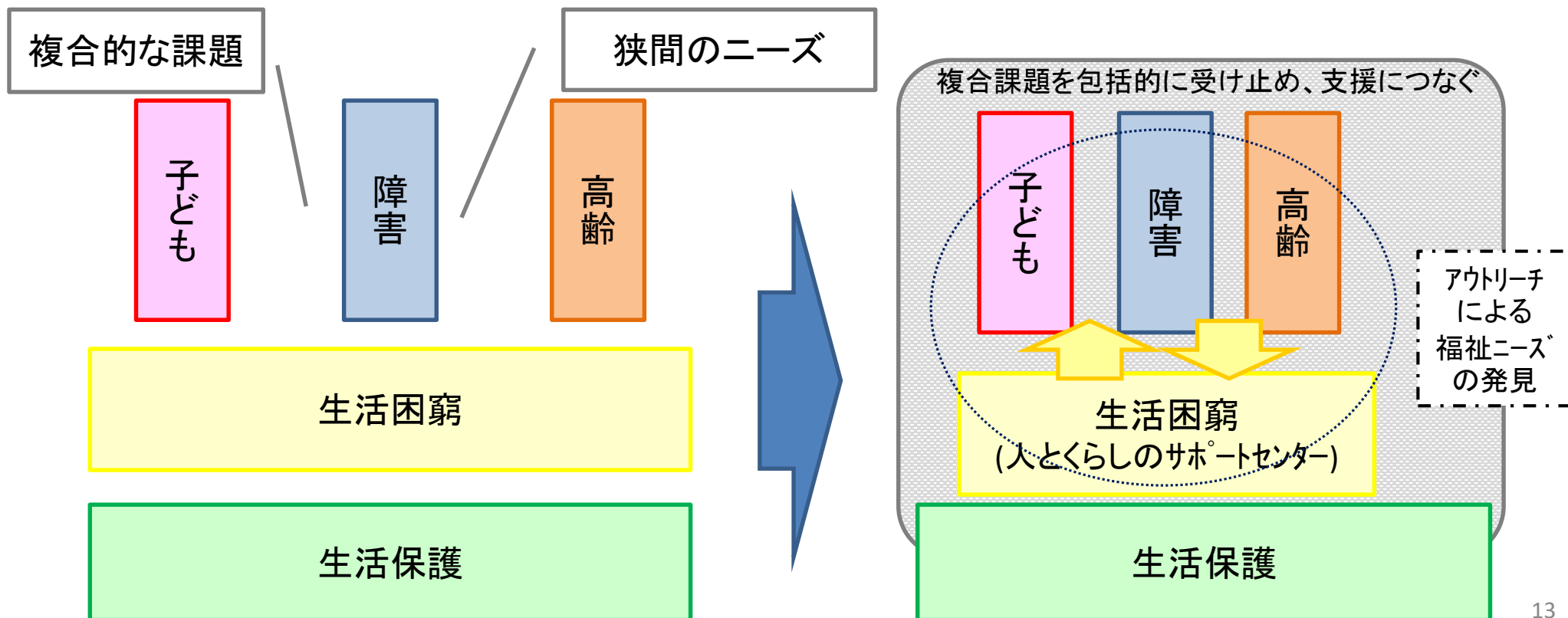
- 1 狭間のニーズに対応した、就労や一時的な住まいの提供など「参加支援」の推進を通じて、相談者の状況等に応じたオーダーメイドの支援が進むことで、「相談支援」もより効果的に機能すること
- 2 「地域づくりに向けた支援」を通じて、地域で人と人とのつながりが強化され、個人や世帯が抱える課題に対する地域住民の気づきが生まれやすくなり、周囲の人が課題を抱える本人に声かけをすることなどを通じ、「相談支援」へ早期に繋がること
- 3 「地域づくりに向けた支援」を通じて、新たな社会資源が開拓・開発されることにより、「参加支援」において、それらの社会資源に働きかけ、相談者のニーズや課題に応じたメニューが整備しやすくなること

(これからの課題)

- ・「相談支援」「参加支援」「地域づくりへの支援」の取組については、各分野で実施しているが、今後は分野間の細やかなつなぎやさらなる連携強化に努めていく必要がある。

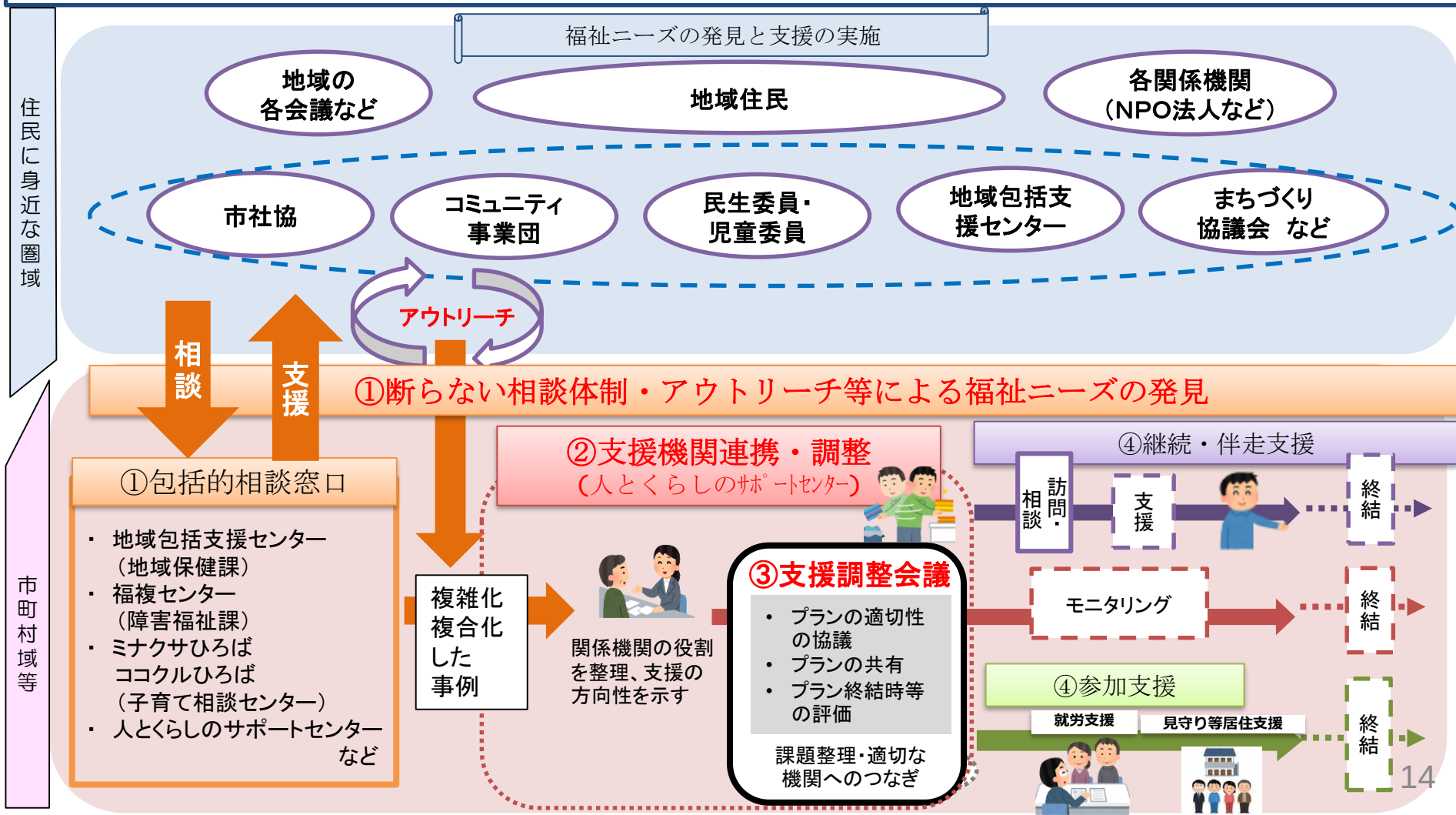
実施により何が変わるのか

- 市全体で「包括的な支援体制」を構築できるようにする。
草津市における福祉の総合相談窓口「人とくらしのサポートセンター」
 - すべての住民を対象に
 - 人とくらしのサポートセンターをはじめ関係機関の連携・支援体制を推進
 - 「断らない相談」「支援ネットワーク」「アウトリーチ」の機能強化



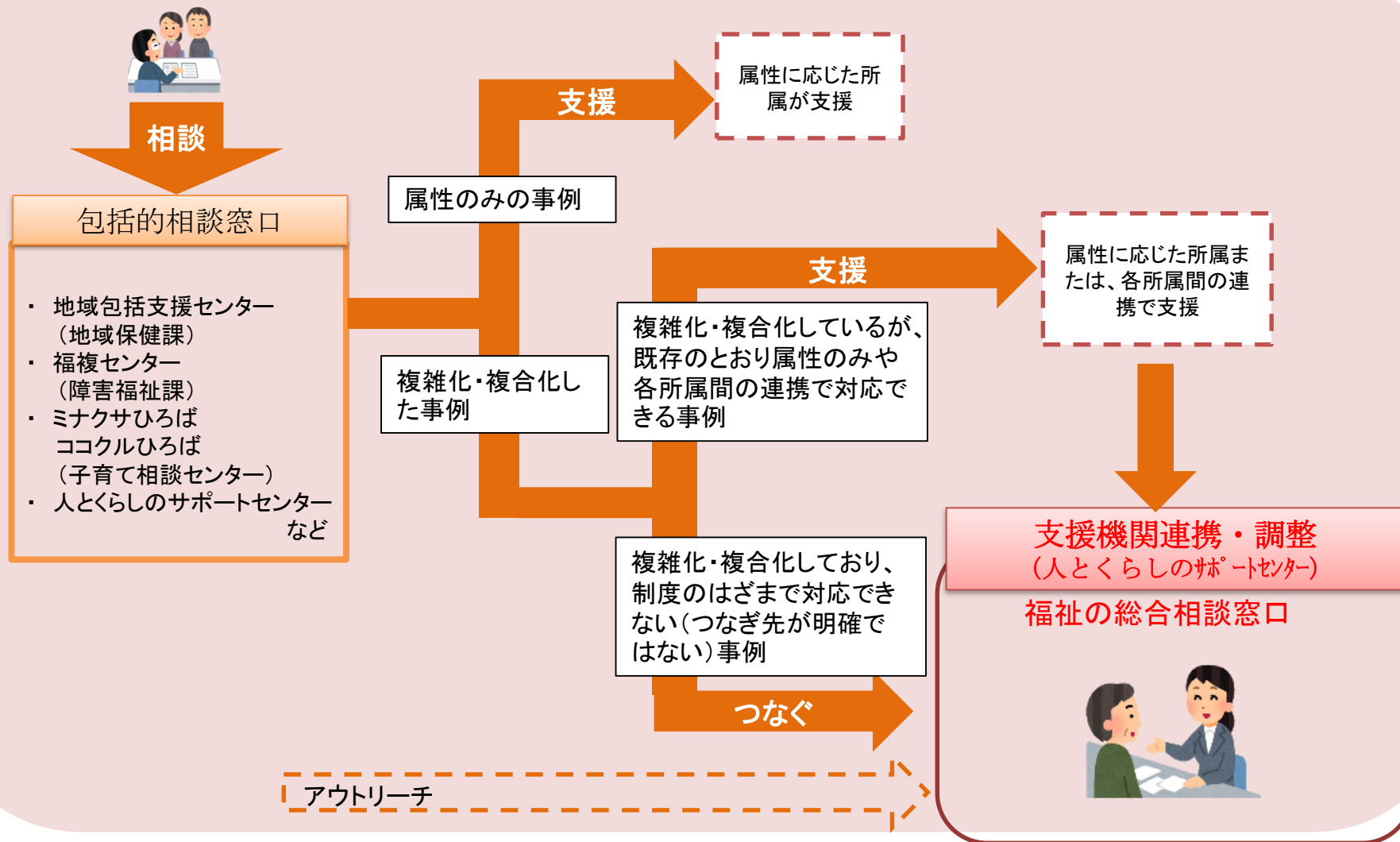
草津市における包括的支援体制のイメージ

- ① 各相談窓口で包括的に相談を受けるとともに、必要に応じて支援が必要な人の把握(アウトリーチ)に努める。
- ② 単独の機関では対応が難しい複合化した事例は「福祉の総合相談窓口:人とからしのサポートセンター」につなぐ。
- ③ 人とからしのサポートセンターは、各関係機関の役割分担や支援の方向性を検討し、支援調整会議に諮る。
- ④ 支援調整会議を通じて、関係機関間で支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。また、必要に応じて関係機関と連携をとりながら継続・伴走支援や参加支援につなぐ。



草津市における包括的な相談窓口に係るイメージ

- 既存の各相談窓口でも包括的に相談を受け止め、アセスメントを行う。
- アセスメントを行った結果、属性がはっきりしており所管課のみで対応できる場合は、属性に応じた所属が支援する。
- アセスメントを行った結果、複合化した事例だが、所管課のみで対応できる場合は属性に応じた所属が支援。または、既存の対応どおり、各所属間の連携で対応できる事例は各所属間の連携で支援。
- 上記以外で、アセスメントを行った結果、課題が複合化し制度のはざままで対応できない事例については、人とからしのサポートセンターへつなぐ。



草津市における地域づくり体制のイメージ

